令和８年台風第２４号及び前線による大雨災害に伴う健康保険特例措置について

（令和８年９月３０日）

神戸機械金属健康保険組合

このたびの令和８年台風第２４号及び前線による大雨災害により、被災された皆様方に心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興とご健勝をお祈りいたします。

今回の災害による被災に伴い、下記の特例措置を設けておりますのでお知らせいたします。

１　資格確認書の再交付について（対象：被保険者・被扶養者）

資格確認書を紛失・消失された方への再交付を行っていますので、できるだけ早く再交付申請の手続きをされますようお願いいたします。

なお、資格確認書の再交付については、通常事業主を経由していただきますが、それが困難なときは被保険者から健康保険組合に直接連絡してください。

マイナ保険証を利用されている方でマイナンバーカードを紛失された方はお住まいの市町村に再交付申請を行ったうえで、資格確認書の交付申請を健康保険組合に行ってください。マイナンバーカードが再交付された後、速やかにマイナ保険証の登録を行ってください。

なお、マイナンバーが変更された場合には当組合までご一報ください。

２　マイナ保険証、資格確認書がない場合でも病院・診療所で受診できます（対象：被保険者・被扶養者）

マイナ保険証、資格確認書の再交付が間に合わない場合でも、医療機関の窓口で次の事項を申し出れば受診できることになっています。

①　氏名　　②　生年月日　　③　勤務する事業所名　④　保険者名

なお、保険者名を聞かれた場合には「神戸機械金属健康保険組合」と伝えてください.

３　医療機関に支払う一部負担金が免除されます（対象：被保険者・被扶養者）

下記災害救助法の適用市（区）町村に住所を有する方（災害発生以降、適用市（区）町村から他の市（区）町村に転入した場合を含む）で、今回の災害により被害を受けた方のうち、下記①から③のいずれかに該当する場合には医療費の一部負担金が免除されます。

① 住家が全壊（全焼、流失、埋没）、半壊（半焼）、床上浸水又はこれに準ずる被災をした場合

② 主たる生計維持者が死亡もしくは重い傷病を負った場合

③ 主たる生計維持者の行方が不明である場合

免除されるのは令和８年 11 月末日までです。

一部負担金免除証明書を医療機関に提示いただくことで免除されます。

免除される一部負担金等

・一部負担金

・保険外併用療養費に係る自己負担額（食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額に相当するものは除く）

・訪問看護療養費

免除の方法

一部負担金免除証明書を医療機関に提示することで免除となります。

一部負担金免除証明書の申請方法

「一部負担金等徴収猶予・減額・免除申請書」に下記書類を添付して当健康保険組合へ申請してください。

A　住家が全壊（全焼、流失、埋没）、半壊（半焼）又は床上浸水した場合
罹災証明書

B　主たる生計維持者が死亡、もしくは重い傷病を負った場合
a　世帯全員の住民票
b　死亡診断書、埋葬許可証等又は１ヶ月以上の治療を要すると認められる旨を記載した医師の診断書等

C　主たる生計維持者の行方が不明である場合
警察等に行方不明者に係る届出をしていることが確認できるものの写し

災害救助法が適用される被災地域　（令和８年９月３０日現在）

【愛知県】名古屋市
【鹿児島県】熊毛郡屋久島町

最新版は下記の内閣府のホームページでご確認ください
http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

４　徴収猶予、減額、免除の対象になるにもかかわらず徴収猶予、減額、免除されることを知らないで一旦一部負担金を医療機関に支払っている場合

「一部負担金等還付請求書」に下記書類を添付の上、提出いただきましたら、後日還付をいたします。

A　住家が全壊（全焼、流失、埋没）、半壊（半焼）又は床上浸水した場合
a　罹災証明書の写し
b　医療機関等が発行する領収証の原本

B　主たる生計維持者が死亡、もしくは重い傷病を負った場合
a　世帯全員の住民票
b　死亡診断書、埋葬許可証等又は１ヶ月以上の治療を要すると認められる旨を記載した医師の診断書等の写し
c　医療機関等が発行する領収証の原本